

町議会基本条例などについての説明会を開催します

町議会では議会が町民に信頼され、町民を代表しうる合議機関としての役割を適正に果たすため、議会基本条例などを整備し、開かれた議会を目指しています。

- 日時と場所
▽10月13日(火) 19時〜
長部地区交流センター
▽10月14日(水) 19時〜
コミュニティセンター「悠々」
▽10月16日(金) 19時〜
下達谷公民館
▽10月19日(月) 19時〜
佐野公民館
▽10月20日(火) 19時〜
役場2階201会議室
■問い合わせ先
議会事務局 ☎46-2111

高館住宅団地の1区画を販売します

■物件概要
▽所在地
平泉町平泉字柳御所40番地18
▽宅地面積：462.25平方メートル
▽価格：878万2750円
(単価1万9千円/平方メートル)
■申し込み条件
▽個人が住宅用地として購入すること。
▽土地代金を定められた期限内一括納入できること。
▽契約後、3年以内に町景観条例に沿った住宅を建築すること。
▽町内外居住者は問いません。
■応募受付期間および場所
▽期間
10月1日(木)〜11月2日(月)

▽時間：9時〜17時
▽場所：建設水道課
■申し込みに必要な書類
▽宅地購入申込書(建設水道課に備え付け、または町ホームページからダウンロードできます)
▽住民票抄本(申込受付日1カ月以内に交付を受けたもの)
■申し込みの際の注意事項
▽関係書類を添えて直接持参か郵送で申し込みください。
▽申込人数の場合は、後日抽選会を開催し当選者を決定します。
■問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

「特設行政・人権合同相談所」を開設

10月19日から25日は「行政相談週間」です。
これに合わせて町では、行政相談委員による行政相談所と人権擁護委員による人権相談所を合同で開設します。
家庭や職場、学校や近隣などで困っていることや心配事、行政(国、県、市町村)や特殊法人など(郵便局、NTT、高速道路など)の仕事についての困りごとや要望がある人は、お気軽にご相談ください。
※ 相談は無料、予約も不要で、秘密

野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

- 例外で認められている焼却
①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却)
②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみながら、わらなどの焼却)
④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出され

は守られます。
■日時：10月19日(月) 10時〜15時
■場所：役場2階和室
■相談員
【行政相談委員】
▽佐藤伸さん(20区)
【人権擁護委員】
▽石川長善さん(5区)▽及川幸子さん(11区)▽千葉博昭さん(16区)
▽千葉哲子さん(18区)
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却)
※ ①〜⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められておりません。
しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には、野外焼却行為者へ、配慮をお願いしたり、指導を行うこととなりますので、やむを得ず、例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑がからないように、配慮をお願いします。
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、土地の届け出制を定めています。
一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、この法律に基づき、県知事に届け出なければなりません。
■取引の形態
▽売買▽交換▽営業譲渡▽譲渡担保▽代物弁済▽共有持ち分の譲渡▽地上権・賃借権の設定・譲渡▽予約完結権・買戻権などの譲渡
※ これらの取引の予約である場合も含まれます。

買の場合は買主)
▽提出書類
①届け出書
②土地取引にかかる契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類
③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
④土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
⑤土地の形状を明らかにした図面
⑥その他(必要に応じて委任状など)
▽届け出期限：契約(予約を含む)締結日から2週間以内
▽届け出先：総務企画課
■届け出をしないこと
土地取引にかかる契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をする、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
■問い合わせ先
総務企画課 ☎46-5578

秋の農作業安全月間

9月15日から11月15日は、秋の農作業安全月間です。
秋の農繁期は、農業機械による作業が増えるとともに、日没が早まることで気持ちに焦りが生じることなどから、農作業事故の危険性が高くなる時期です。

「無理するな 疲れたときにはNO!作業」をスローガンに農作業事故防止に努めましょう。
■問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

「訪問歯科健康診査」を実施します

町では、8月1日から寝たきりの人またはこれに準ずる状態にある人を対象に「訪問歯科健康診査」を行っています。歯や口の健康はとても大切で、歯を失うことは生活の質にも大きく影響します。定期的に歯科検診を受けて大切な歯を守りましょう。
■対象：在宅で寝たきりまたはこれに準ずる状態にある町民
■実施機関：平泉歯科診療所

■内容：歯科医師などが家庭を訪問し、歯や口腔内の健康チェック、口腔ケアの方法についてアドバイス。(年1回)
■費用：無料
■申し込み方法：「訪問歯科健康診査申請書」を保健センターに提出してください。
■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

秋季狂犬病予防注射

「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射は年1回の接種が義務づけられています。
■期日：10月15日(木)
■時間と場所
▽9時〜9時30分 長島体育館
▽10時〜10時30分 保健センター
■料金：3100円

■接種対象：生後91日以上の犬で、本年度の狂犬病予防注射を受けていない犬
■その他：当日は犬の登録も受け付けます。登録料は3000円(注射料金と別途)です。
■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

「平泉文化遺産センター館長出前講座」を実施します

■実施期間：平成28年3月まで
■講師
文化遺産センター 館長 千葉信胤
■講座内容
世界遺産、文化財、歴史文化などに関すること。
※ 詳細は電話などでご確認ください。
■講座対象
町内の学校、地域、各種団体など

■講座会場：町内(申請者側で設定)
■講座時間：30〜90分程度(要相談)
■講師謝金：無料
■申し込み方法：講座実施予定日の1カ月前までに、電話などでお申し込みください。
■問い合わせ先
文化遺産センター ☎46-4012